

令和6年度

第1回 千葉市廃棄物減量等推進審議会

会議録

日時 令和6年5月30日（木）14時00分～15時29分
場所 千葉市役所新庁舎 高層棟1階 正庁

(1 4 時 開会)

【齋藤廃棄物対策課課長補佐】定刻となりました。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、千葉市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、廃棄物対策課課長補佐の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、環境局長の宮本よりご挨拶を申し上げます。

【宮本環境局長】環境局長の宮本でございます。

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本市の廃棄物行政をはじめ、市政全般にわたり、ご支援・ご協力をいただいておりますこと、深く感謝申し上げます。

本日は、はじめに、昨年3月に策定いたしました「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に係る令和6年度に実施する主な取組みにつきまして、ご報告をさせていただきます。

この計画につきましては、千葉市の廃棄物行政における長期的な指針となるものです。

委員の皆様には、計画目標の達成に向け、それぞれのお立場から建設的なご意見をいただきたいと存じます。

次に、家庭系プラスチック分別収集・再資源化事業につきまして、ご報告をさせていただきます。

ごみ処理基本計画では、「プラスチック資源循環促進法」の趣旨に沿い、プラスチックの分別収集及び再資源化の実施について、費用や再資源化ルートの確保などのほか、様々な課題を踏まえつつ、検討を行うとしておりますので、検討状況等についてご報告をさせていただきます。

委員の皆様には、本市の廃棄物行政の更なる推進のためお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【齋藤廃棄物対策課課長補佐】本日の審議会につきましては、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則」第4条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、委員総数20名のところ、15名の出席をいただいておりますので、会議は成立しており

ます。

なお、栗屋委員、新野委員、市原委員、飯島委員、三須委員につきましては、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、新たに本審議会委員に就任された方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

千葉市大型店会から新野利昭委員に就任していただきました。新野委員は、所用のため欠席との連絡をいただいております。

本職の人事異動に伴い、千葉県警察本部千葉市警察部総務課長飯島秀治委員に就任していただきました。飯島委員は、所用により、本日欠席となっております。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。環境局長、宮本でございます。

【宮本環境局長】宮本でございます。よろしくお願いいたします。

【齋藤廃棄物対策課課長補佐】環境保全部長、川並でございます。

【川並環境保全部長】川並でございます。よろしくお願いいたします。

【齋藤廃棄物対策課課長補佐】資源循環部長、武でございます。

【武資源循環部長】武でございます。よろしくお願いいたします。

【齋藤廃棄物対策課課長補佐】その他の職員については、席次表をもって、紹介に替えさせていただきます。

本日の会議の進行につきましては、会議次第に従って進めてまいります。

資料につきましては、委員の皆様へ事前にお送りしておりますが、本日、あらためて、すべての資料を机上に配付させていただきます。ここで、配付資料の確認をさせていただきます。

最初に、次第、席次表、委員名簿、関係法令。

次に、会議資料ですが、資料1 「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」について。

資料2 「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に係る令和6年度に実施予定の主な取組み」。

資料3 「家庭系プラスチック分別収集・再資源化事業について」。

事前に送付させていただいた資料とは別に、

参考資料1 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要」

参考資料2 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の概要」

を机上配付しております。

また、閲覧用としまして、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の計画書冊子を置かせていただいております。

資料の過不足等はございませんでしょうか。

なお、本審議会は、会議録を含め公開となっておりますので、委員の皆様におかれましては、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、これより、議事に入らせていただきます。これからの議事の進行については、三須会長欠席のため、武井副会長にお願いしたいと存じます。武井副会長、よろしく願いいたします。

【武井副会長】それでは、次第に沿いまして、議事を進行させていただきます。

議題（１）「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に係る令和６年度に実施する主な取組みについて」事務局より説明をお願いいたします。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課の田中と申します。よろしく願いいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、議題１について、ご説明いたします。

令和６年度に実施いたします主な取組みについてご説明する前に、まず、これらの取組みの前提となっている「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」についてご説明いたします。

「資料１」をご覧ください。

まず、計画の目的についてですが、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市町村が定める計画です。一般廃棄物（ごみ）の処理に関する基本的な考え方とそれを実現するために必要な目標や施策などを市民・事業者の皆様にお知らせするもので、脱炭素社会に向けた取組み、SDGs（持続可能な開発目標）との整合、激甚化する自然災害や感染症に対するごみ処理の安定性・安全性の確保など、様々な課題に対応する必要があるため、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・再資源化の実現を目的として、令和４年度に新しい計画を策定したものです。

次に、この計画で掲げる基本理念ですが、

みんなでつくり 未来へつなぐ 循環型社会 ～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～
です。

こちらでは、市民・事業者・市の３者が協力・連携して「循環型社会」の実現を目指し、未来の市民及び千葉市に良好な環境を引き継ぐことを計画の基本理念として位置付けるとともに、「循環型社会」の実現を目指すにあたり、「持続可能な社会」及び「脱炭素」への貢献を意識し

た取組みを実践することとしています。

最後に、計画で掲げる数値目標です。

2023（令和5）年度から2032（令和14）年度の10年間を計画期間とし、5年目の2027年（令和9）年度を中間目標年度、2032年度を最終目標年度としました。

具体的な数値目標は下の棒グラフの通りです。

次に、今、御覧いただいた計画の目的や基本理念の下に位置づけられる基本方針と、それに基づき令和6年度に実施いたします主な取組みについてご説明いたします。

「資料2」をご覧ください。

上段から順に、基本方針1から3までの、各方針ごとに主な計画事業名と取組みを記載しています。

主な取組みの左側に「新」と記載してあるのは新規施策、「拡」と記載してあるのは事業内容を拡充する施策です。

なお、計画事業名については、主なものを抜粋しているため、番号が飛んでいるものがありますのでご了承ください。

それでは、上から順に説明いたします。

まず、基本方針1「発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）をさらに推進することで、ごみを減らし、モノの価値を最大限に活かす社会を目指します。」についてです。

まず、計画事業の1「ごみ減量のための『ちばルール』の普及・拡大」における取組みとして、1つ目「ちばルール協定事業者に対し、使い捨てプラスチックの使用削減などの協力を依頼」ですが、こちらは、ちばルール行動協定を締結している事業者に対し、使い捨てプラスチックの使用削減などに関する協力を依頼するものです。

次に、取組みの2つ目「イベント等の機会を活用し、改正したちばルールの周知を図るとともに、ちばルールで掲げた取組みを推進」ですが、こちらは、新規の取組みで、3R推進月間に実施する「へらそうくんフェスタ」や事業者と連携して行うキャンペーンなどにおいて、ちばルールの周知を図るとともに、ちばルールで掲げた取組みを推進するものです。

続いて、計画事業の2「3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化」における取組みとして、1つ目の「市立小学校で『ごみ分別スクール』を実施」ですが、こちらは、市内の小学4年生を対象に、ごみの分別・ごみ出しルールや、ごみ収集車の実演など、児童自らが実際に目で見て、手で触れる体験型学習「ごみ分別スクール」を実施するものです。

次に、取組みの2つ目「市内保育園・保育所・市内幼稚園で『へらそうくんルーム』を実施」

ですが、こちらは、幼少期から3Rの考え方に慣れ親しんでもらえるよう、未就学児を対象に、紙芝居や〇×ゲームを行う「へらそうくんルーム」を実施するものです。

次に、取組みの3つ目「リサイクル体験教室を実施」ですが、既存事業を拡充するもので、こちらは、小学生を対象に、携帯電話を解体し内部にあるレアメタルを確認する携帯電話分解体験と、リサイクルをテーマとした講演を実施することで、リサイクル推進に向けた意識づけを促すものです。

次に、取組みの4つ目「プラスチックごみ問題や食品ロス問題などを取り上げ、普及啓発を実施」ですが、こちらは、高校生以上の学生を対象に、海洋プラスチックごみ削減ワークショップや食品ロス削減ワークショップを実施するほか、市内の小中学校において、食品ロスの現状や給食残渣のリサイクルについてポスターや校内放送により呼びかけ、食べ物を大切に作る習慣づけを促すものです。

続いて、計画事業の4「プラスチックごみの発生抑制の推進」における取組みとして、1つ目の「使い捨てプラスチックごみ削減を推進するため、事業者等と連携したキャンペーンやイベントにおける啓発品を活用した周知啓発を実施」ですが、こちらは、ごみ減量・リサイクルを推進するため、事業者等と連携した「使い捨てプラスチックごみ削減キャンペーン」を実施するほか、3R推進月間である10月に商業施設で「へらそうくんフェスタ」を実施するものです。

次に、取組みの2つ目、「本市職員の率先行動の方向性を示すゼロカーボンアクション推進方針の取組みのひとつとしてマイボトル、マイカトラリー、マイバッグの利用促進を位置づける」についてですが、こちらは、新規の取組みで、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の模範となるよう職員自らのゼロカーボンアクションの実践を促進するため、令和6年3月に策定した「千葉県ゼロカーボンアクション推進方針」にもとづき、マイボトル、マイカトラリー、マイバッグ等の利用について、職員自ら目標設定し、実践することを促すものです。

次に、取組みの3つ目、「市施設にマイボトル用給水機を設置」ですが、こちらも、新規の取組みで、マイボトルの利用を促進するため、市内施設1か所にマイボトル用の給水機を設置するものです。

次に、取組みの4つ目「清掃ボランティア袋のバイオマスプラスチック導入について、可燃ごみ(30L)、不燃ごみ袋をバイオマス配合比率10%から25%に変更」ですが、こちらは、既存事業を拡充するもので、従来のバイオマス配合比率10%から25%に変更し、プラスチックの発生抑制を推進するものです。

続いて、計画事業の5「生ごみの発生抑制の推進」における取組みとして、1つ目の「ごみ減量講習会において、生ごみを減量するための啓発を実施」ですが、こちらは、ごみ処理の現状や、生ごみをはじめとするごみ減量に向けた取組みについて、職員が町内自治会等へ出向いて説明するごみ減量講習会を実施するものです。

次に、取組みの2つ目「各種講座、イベント、広報紙を活用し、生ごみ減量処理機補助400基、生ごみ肥料化容器補助350基の購入費補助金交付を目指した周知啓発を実施」ですが、こちらは、家庭用生ごみ減量処理機等の購入費補助金制度について、各種講座、イベント、広報紙における積極的な周知により、補助件数の増加を図り、生ごみの減量・再資源化を推進します。

続いて、計画事業の6「食品ロスの削減の推進」における取組みとして、1つ目の「食品ロスサポーターの増員につなげるため、関係団体等に対して食品ロスサポーター制度を周知」ですが、こちらは、消費者庁所管の「食品ロス削減推進サポーター制度」に基づく育成オンライン講座について、地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、庁内及び関係団体へ広く周知を図るものです。

次に、取組みの2つ目「食品ロス削減に取り組む飲食店を対象に『食べきり協力店認定制度』を創設」ですが、こちらは、新規の取組みでして、食べ残しを減らすための呼びかけ、小盛りメニューの提供、持ち帰り希望者への対応、食べきった飲食者への特典付与等に取り組む飲食店を、食べきり協力店として認定し、認定ステッカーと認定品を配付するとともに、市ホームページにおいて公開するものです。

これにより、飲食中はもちろん、飲食店を選択する際にも食品ロスを意識してもらう契機となることを見込んでおります。

次に、取組みの3つ目「市イベント等でフードシェアリングサービスを紹介するなど、当該サービスの利用を促進」についてですが、こちらは、何もしなければ廃棄されてしまう可能性のある商品を、消費者のニーズとマッチングさせるフードシェアリングサービス（「TABLET タベテ」及び「KURADASHI クラダシ」）を広く紹介し、当該サービスの利用を促進するものです。

次に、基本方針2「適正なごみの排出・分別と再資源化（リサイクル）の取組みにより、資源循環の促進と焼却ごみの削減を目指します。」についてです。

計画事業の10「市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援」における取組みとして、1つ目の「使い捨てコンタクトレンズ空ケース及び気泡緩衝材の回収ボックスの利用を促

進」についてですが、こちらは、市役所本庁舎ロビーに設置している「使用済みコンタクトレンズ空ケース」及び「気泡緩衝材」の回収ボックスの利用を促進するものです。

次に、取組みの2つ目「集客が見込まれるイベントにおいて、割りばしリサイクル事業を実施」についてですが、こちらは、イベント会場で排出された割りばし・串を分別回収し、市民や来場者の行動変容を促します。

回収した割りばしなどは、再資源化施設で燃料化し、バイオマス燃料として活用します。

次に、計画事業の11「ごみ排出ルールへの遵守・指導徹底」における取組みとして、1つ目の『家庭ごみの減量と出し方ガイドブック』『家庭ごみと資源物の出し方一覧表』の日本語版及び外国語版を作成」についてですが、こちらは、ごみの分別方法を詳細に掲載したガイドブックのほか、情報量をコンパクトにした一覧表を作成するものです。

また、一覧表については、外国人人口の増加等を踏まえ、英語・中国語・韓国語などの多言語化版も作成します。

次に、取組みの2つ目『外国人市民向けごみ出しルール普及啓発チラシ』を作成し、啓発を実施」についてですが、こちらは、新規の取組みで、ごみの分別概念が希薄な外国人市民に対し、ごみ分別排出ルールの存在を周知し適正なごみ出しにつなげるため、チラシを作成し、外国人市民が多く集まるイベント等で啓発を行うものです。

続いて、計画事業の12「事業所ごみの適正排出指導の徹底」における取組みとして、「立入調査時に減量計画書を活用した発生抑制、再利用対象物の再資源化促進及び分別排出指導を実施」ですが、こちらは、事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所の所有者から提出される減量計画書を活用し、立入調査時に各建築物から排出される廃棄物の種類に応じて発生抑制、再資源化に関する助言や分別排出指導を行うものです。

続いて、計画事業の13「多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進」における取組みとして、1つ目の「使用済み小型電子機器等の拠点回収を実施」ですが、こちらは、リサイクルの促進、不燃ごみの減量を目的として、昨年10月から回収品目と回収拠点を拡大し、51品目、28拠点で拠点回収を実施するものです。

次に、取組みの2つ目の「市内全域において剪定枝等の収集・再資源化を実施。また、可燃ごみに剪定枝の排出量が多いごみステーションに啓発活動を実施」ですが、こちらは、平成30年2月から市内全域で資源収集を開始しておりまして、令和5年度は約6,300tを収集し、再資源化しました。

引き続き可燃ごみの日に剪定枝が排出されるステーションでの啓発や、再資源化率を高める

ため正しい排出方法の周知に努めてまいります。

続いて、計画事業の14「生ごみの再資源化の推進」における取組みとして、1つ目の「生ごみ減量処理機（乾燥減量型）による乾燥処理物の拠点回収を実施」ですが、こちらは新規の取組みでして、本市では、家庭用生ごみ減量処理機の購入について補助金制度を設けていますが、集合住宅において、これを利用する多くの方が乾燥させた処理物を可燃ごみとして排出しており、再資源化が図られていない状況です。

そこで、本年度中を目途に、市内の小売店舗において新たに乾燥処理物の回収拠点を1か所設置し、事業者自ら、堆肥をつくる際の資源として活用していただく予定です。乾燥処理物の再資源化に参加する手段を提供することにより、生ごみ減量処理機購入者の利用継続や購入者増加につながることを見込んでいます。

次に、取組みの2つ目「事業用生ごみ処理機を設置する事業者に対し、購入費等の一部を助成」ですが、こちらは、市内の事業所のうち、事業系一般廃棄物の生ごみを前年度月平均200キログラム以上排出する事業所に対し、事業用生ごみ処理機を購入する際に購入費等の一部を助成し、生ごみの再資源化を推進するものです。

次に、計画事業の16「プラスチックの再資源化の推進」における取組みとして、1つ目の「単一素材製品プラスチック拠点回収を実施」についてですが、こちらは、リサイクルの促進、不燃ごみの減量を目的とするもので、昨年10月から回収品目と回収拠点を拡大しており、引き続き15品目、19拠点で拠点回収事業を実施するものです。

次に、取組みの2つ目「家庭系プラスチック分別収集・再資源化実施に向けたモデル事業を市内一部地域で実施」ですが、こちらは、新規の取組みでして、市内2地区でモデル事業を行い、プラスチック資源の収集量や組成等を把握し、分別・排出及び収集運搬の方法等について検討するものですが、次の議題となっておりますので、詳細については、そちらで、ご説明させていただきます。

次に、基本方針3「様々なリスクに対応できる、安定と効率性を兼ね備えた強靱なごみ処理体制を目指します。」に係る取組みについてです。

まず、計画事業の21「安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の運用」における取組みとして、1つ目の「ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用した発電の余剰電力の自己託送に係るシステム構築等を実施」ですが、こちらは、市有施設の脱炭素化を図るため、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用した発電の余剰電力を、自己託送により市有施設に供給するシステムを構築するもので、令和8年度の稼働開始に向けて順次調査、設計を行うも

のです。

次に取組みの2つ目「新清掃工場（北谷津用地）の建設工事を推進」ですが、こちらは、令和8年度からの稼働に向けて、新築工事を進めており、今年度は、主に地上躯体及び設備工事を行うものです。

次に、計画事業の23「安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の運用」における取組として、1つ目の「次期最終処分場の基本計画を作成」ですが、こちらは、現在供用中の新内陸最終処分場の埋立終了を見据えて、次期最終処分場の基本計画の作成を行うものです。

次に2つ目の「下田最終処分場における次期塵芥污水处理場の建設工事を実施」ですが、こちらは、令和8年1月の稼働を目指して建設工事を進めるものです。

議題1の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【武井副会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等受けたいと思いますが、出来るだけ、一問一答方式で進めたいと思いますのでご協力お願いします。

それでは、ご質問をどうぞ。

【飯田委員】 ご説明ありがとうございました。2点ほどお聞きしますが、まず、「市立小学校で『ごみ分別スクール』を実施」について、先ほど実施対象が小学4年生という話ですが、なぜ4年生が前提なのか。

それと、10番の2項目目、「集客が見込まれるイベントにおいて、割りばしリサイクル事業を実施」について、どのようなイベントを考えているのか、今年度は何回ぐらい予定しているのでしょうか。

【武井副会長】 事務局お願いします。

【田中廃棄物対策課長】 廃棄物対策課の田中でございます。まず1点目のごみ分別スクールについてですが、こちらにつきまして4年生を対象にしているというのは、やはり4年生ぐらいになりますと、ごみの分別に関しまして理解できるようになるとともに、学習の進行としてもちょうど良い時期ということで、4年生を対象にしているところでございます。

それから2点目の割りばしリサイクル事業に関しましては、まだ実施場所は決まっておられません。昨年度の実績で申しますと、エクスゲームズですとか、千葉市動物公園の「BREW at the ZOO」といったイベントで割りばしリサイクル事業を実施したところであります。

【武井副会長】 他にいかがでしょうか。

【藤原委員】 私の方からお伺いしたいのは、4の「プラスチックごみの発生抑制の推進」の一番最初、「使い捨てプラスチックごみ削減を推進するため、事業者と連携したキャンペーンや

イベントにおける啓発品を活用した周知啓発の実施」について、具体的にどういったことをお考えなのでしょうか。

【武井副会長】事務局お願いします。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。啓発品といたしましては、マイバッグとかマイカラトリー等を用意しまして、それを商業施設のイベント等で配布するというものでございます。

【武井副会長】藤原委員いかがでしょうか。

【藤原委員】次の「本市職員の率先行動の方向性を示すゼロカーボンアクション推進方針の取組みのひとつとしてマイボトル、マイカラトリー、マイバッグの利用促進を位置づける」とリンクしているということでしょうか。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。これにつきましては、本市職員の行動指針でございます。先ほど申し上げましたのは市民を対象にしておりますので、対象が異なります。

【武井副会長】他にはいかがでしょうか。

【秋元委員】2点ほどお聞きしますが、まず今4番の「市施設にマイボトル用給水機を設置」について、1か所というのは、各施設に1か所なのか、まず1か所の施設から始めるということでしょうか。

それともう一つ、11番ですが、「『家庭ごみの減量と出し方ガイドブック』・『家庭ごみと資源物の出し方一覧表』の日本語版及び外国語版を作成」と「『外国人市民向けごみ出しルール普及啓発チラシ』を作成し、啓発を実施」というのが同じものに見えるのですが、どういった違いがあるのでしょうか。

【武井副会長】はい、ありがとうございます。事務局お願いします。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。1点目、「市施設にマイボトル用給水機を設置」に関する質問でございますが、こちらは市全体で1ヶ所でございます。場所等については調整中でございます。

【天野収集業務課長】収集業務課でございます。2点目、「『家庭ごみの減量と出し方ガイドブック』・『家庭ごみと資源物の出し方一覧表』の日本語版及び外国語版を作成」と「『外国人市民向けごみ出しルール普及啓発チラシ』を作成し、啓発を実施」の違いですが、「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」は皆様お使いかと思いますが、かなり細かい分類等を示したガイドブックを外国人向けに翻訳したものでございます。それともう一つはですね、「外国人市民

向けごみ出しルール普及啓発チラシ」につきましては、日本に来て間もない方、例えば自国と日本で出し方が大分違いのある方は、かなり戸惑ってしまいそのまま分別しないで出してしまふ。そもそもごみの出し方、マナーが分からないという方に対して、基本的なごみ出しのルール、「ごみは分別する必要があります」とか「決められた時間に決められた場所に出す必要があります」、といった簡単なルールを示したものになります。初めて日本に来られた方に配布して周知していこうという計画でございます。

【武井副会長】秋元委員、よろしいでしょうか。

【秋元委員】理解しました。ありがとうございます。それともう一つですが、最近多いアパートやマンション、マンションは良いと思いますが、個人のアパートのオーナーさんたちに対して、ごみ出しのルールについて教育・指導していただきたいと思います。ごみの出し方がバラバラでやっているところが散見されますので、再度、市から申し入れをしていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

【天野収集業務課長】収集業務課でございます。不動産会社につきましても、不動産の協会がございまして、そちらの方に一般的なチラシを配布した時に、基本的なルールを周知しています。そこにお住いの住民の方々の出し方が悪い場合は、管理会社の方を通しまして居住者の方に周知していただくようお願いしているところでございます。

【武井副会長】他にございますか。

【盛田委員】一問一答ということですので、お願いいたします。「市施設にマイボトル用給水機を設置」について、市内に1か所、場所はこれからということですが、大体いつぐらいまでに決まるのかということと、この給水機をどの程度市内の施設に広げていくのか、その見通しについて分かれば教えていただきたいと思います。

【武井副会長】はい、ありがとうございます。事務局をお願いします。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。まず、いつぐらいまでというところですが、こちらは調整中ございまして、具体的な時期を申し上げることはできません。

それともう一つ、今後の事業展開、方向性ですけれども、こちらにつきましても、まずは1か所で実施いたしまして、課題やニーズ等を整理しまして、状況を見ながら今後拡大するかどうかを検討していきたいと考えております。

【盛田委員】次に6の、「食品ロスの削減の推進」についてですが、「食べきり協力店認定制度」というのは、小盛メニューや持ち帰り希望者への対応等に取り組む飲食店をホームページで紹介するということになっているようですが、これをやることによって、飲食店にどんなメ

リットがあるとお考えなのか伺いたいと思います。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。店側のメリットですけれども、お店が食品ロス削減に協力しているという認定を市が行いますので、お店のイメージアップに繋がり、お客さんにもそういったお店を選んでいただけるようになるということで集客率アップにも繋がる可能性があるのではないかと考えています。

また、お店で食べ残される食品残渣が少なくなるということで、処分費用が少なくなるというメリットがあると考えております。

【盛田委員】ありがとうございます。わかりました。

次に14になりますが、「生ごみの再資源化の推進」で、新規の事業ですけど、「生ごみ減量処理機（乾燥減量型）による乾燥処理物の拠点回収を実施」について、乾燥処理物を拠点回収する、民間事業者の敷地内に乾燥処理物の回収拠点を設置するというんですけども、協力していただけるところは決まっているのか、何か所ぐらい市内にあるのかというのが分かれば教えてください。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。実施する店舗につきましては調整中で、はっきりとしたことを申し上げることはできませんが、今年度1か所で実施しようと考えております。

【盛田委員】ありがとうございます。プラスチックの方は後で細かな説明があるということで、後に回します。

【武井副会長】他にはいかがでしょうか。

【加藤委員】説明ありがとうございます。まず、全体的なところで教えていただければと思いますが、最初に数値目標について、資料1で計画と最終年度の具体的な数字が説明されておりました。次の資料2で、具体的な取組みを説明いただきました。

今年度実施する主な取組みが、数値目標に向けて具体的にどのぐらい減らすことに繋がると考えていらっしゃるのか。そういうのがあれば、教えていただきたいと思います。

もう1点ですが、「プラスチックごみ問題や食品ロス問題などを取り上げ、普及啓発を実施」のところ、海洋プラスチックごみ削減に関して普及啓発を実施されているとおっしゃっていましたが、実際、現在千葉市で、海洋プラスチックで困っている場所が具体的にあるのでしょうか。

【武井副会長】はい、ありがとうございます。事務局お願いします。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。基本計画の冊子120ページから年度ご

との計画というか目標値を定めておきまして、計画は10年間ですけれども、その間の各年度について、この数字を達成したいということで、計画を立てております。令和6年度の取組みをすることによって、その年度の数値を目指して行っているところでございます。

【神崎環境局参与】陸側から海側に、いわゆる分別されなかったプラスチックを含めて、海に流れ込むという現象が報告されております。

千葉市内には海岸線が長くあり、漂着プラスチックが確認されており、いわゆるマイクロプラスチックについても確認されております。

すべての海岸を歩いて確認をしておりますが、一番千葉市内でひどいのが、幕張豊砂駅の先にあります豊砂の浜でございます。

一般の方の立ち入りが禁止されており海から漂着するプラスチックが非常に多く見られます。月1回の清掃活動がNPO活動として行われておりますので、機会がありましたらデータ等をお示しさせていただきたいと思っております。

【加藤委員】最初のご回答に関してですが、120ページからの目標値は分かりました。

それで、例えばこの取組みを実施することによって数値目標の30%ぐらい達成できると考えているといった具体的なものはあるのでしょうか。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。一つ一つの取組みが、この数値のここに反映するということまでのものはございません。

あくまで、資料に出ている取組みに関しましても、この基本計画から抜粋した主な取組みでございますので、令和6年度に行います取組みを総合的に実施しまして、その結果としまして、この数値を達成していきたいと考えているところでございます。

【武井副会長】はい、よろしいでしょうか

【加藤委員】はい、ありがとうございます。

【武井副会長】他にいかがでしょうか。

【倉阪委員】倉阪でございます。全般的に、ちばルールが改正されてですね、食ロスとプラスチックが追加されましたが、もともと2Rを優先した取組みを進めていくというところが逆に薄まっているのではないかとこのように思います。

ちばルールにはですね、例えばレンタルシェアリングサービスを市民が利用するとか、長く使える製品を選択するとか、修理しながら長く使うとか、そういったものも入っております。

市がやるものとしても、リユース事業を運営する民間事業者と連携したリユースの推進というようなものも入っております。ただ今回の実施予定の主な取組みを見ると、どちらかという

プラスチックと食品ロスは手厚くなってきたかなというふうに思いますが、リユースの促進とか、長寿命化とか、そういったものが薄まっているのではないかというふうに思います。

マイバックとかマイコトラリーとか配布してもごみになれば仕方ない。昔、マイバッグを使うのであれば、何回使ってくださいと。20回ぐらい使えば引き合う。マイバッグもプラスチックで出来ていますので、そこはちゃんとしたLCAをやって、ライフサイクルアセスメントをやって、何回以上使ってくださいというようなパンフレットを、うちの研究室が情報提供して、千葉市の方で作っていただいたような記憶がございます。

そういった、リデュースとかリユースのところの政策がちょっと弱いのではないかと思うので、そこについてのコメントをいただければというふうに思います。

【武井副会長】はい、ありがとうございます。事務局お願いします。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。改正後のちばルールにおきまして、今、倉阪委員がおっしゃられた、食品ロスの削減、プラスチックの削減の他に、もう1つの柱を掲げております。

3つ目の柱といたしまして、発生抑制、再利用の2Rを優先した3Rの推進というものを掲げております。それに対して市民、事業者、市の3者が協力して取り組むことによりまして、発生抑制ですとか再利用の促進を図っていきたいと考えているところでございます。

【倉阪委員】よろしいですか。

【武井副会長】はい、どうぞ。

【倉阪委員】ちばルールの中で、「リユース事業を運営する民間事業者と連携したリユースの促進（市）」と書いてありますが、これについては具体的にどういうふうやっていくつもりですか。

【田中廃棄物対策課長】今現在行っているのは、メルカリやジモティーといったサイトの紹介等をしているところでございます。

【倉阪委員】そこはしっかり施策、取組みとして柱を立てて実施をしていただきたい。メルカリの紹介だけでは市の政策としては不十分だと思います。市としてどういうふうリユースを促進していくのか、こちらについてももしっかり考えて、取組みとしてまとめていただきたいというふうに思います。要望でございます。

【武井副会長】はい、ありがとうございます。他にございますか。

【小林委員】食品ロスの件で、個人のお店に関しては、「食べきり協力店認定制度」がありますが、スーパーとかコンビニの期限切れの売れ残りとか、そういうものがおそらくごみになっ

ているのではないかと考えています。そのあたりは、何か働きかけをしようと考えていらっしゃるのでしょうか。

全国展開しているところに千葉市だけで取り組むというのは難しいと思いますが、個人の店以上に、スーパーとかコンビニの方が食品ロスの問題があるというふうに思っておりまして、何か考えていらっしゃるのかお聞きしたい。

【武井副会長】はい、ありがとうございます。事務局お願いします。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。

ちばルールの中では、スーパーとかコンビニで、手前にあるもの、賞味期限付の近いものからとっていきましょうという「てまえどりの実践」について事業者には協力依頼をしているところでございます。

【武井副会長】小林委員よろしいでしょうか。

【小林委員】そうしましたら、例えばお惣菜とか消費期限が迫っているものが、閉店間際にたくさん残っていたりしますが、そういったものを値引きすることなどについて特に働きかけはしていないのでしょうか。

【田中廃棄物対策課長】廃棄物対策課でございます。

商品の値引きにつきましては、事業者の判断で行われているところでございますので、市では把握しておりませんが、事業者には、食品ロスが少なくなくなるように働きかけをしております。先ほどの「てまえどりの実践」についてはお客さんも含めてですが、ちばルールの中で、事業者には、食品ロスを減らす取り組みについて働きかけているところでございます。

【武井副会長】他にございますか。

【櫻井委員】2点ほどお伺いいたします。

まず、先ほど飯田委員が指摘された、小学校4年生の教育の件ですけれども、こういった問題というのは、児童生徒もしっかりと意識してもらいたいということで、小4ということは理解できたのですが、園児も対象にしているものがあるのでしょうか。

【田中廃棄物対策課長】「ごみ分別スクール」は小学4年生を対象にしているものですが、（資料2で）その下に記載されている「へらそうくんルーム」の実施が、保育園児、幼稚園児を対象にしているものでございます。

【櫻井委員】わかりました。

中学生や高校生については、こちらの計画に盛り込まなくても、学校の授業の中で扱っているものなののでしょうか。

【田中廃棄物対策課長】まず、高校生以上に関しましては、希望者を募りまして、海洋プラスチックの問題や食品ロスの問題をテーマとしたワークショップを開催しているところでございます。

中学生に関しましては、環境に配慮した調理法を学ぶ「エコレシピ」に関する動画を活用した授業を行っていただいております。

【武井副会長】よろしいでしょうか

【櫻井委員】わかりました。

私達大人だけではなく、児童生徒についてもそういう意識を高めていくと非常に重要なことだと思っております。

もう1点ですが、先ほど小林委員がご指摘されていたフードロスについてですが、ローソンが賞味期限切れのフライドフーズ、フライドチキンとかそういったものを大学の学食に無償で提供しているということです。

それを大阪だけではなく全国展開していきたいとのこと。要望があれば、そこに無償提供するという事です。提案、意見になります。例えば市役所にあるレストランとか、管理が違ってもいいかもしれませんが、市内の食堂等、こういったものがあるということを紹介していただければと思います。

【武井副会長】他にございますか。ご質問がないようですので、本件についての審議は終了させていただきます。

続きまして、議題（2）「家庭系プラスチック分別収集・再資源化事業について」事務局より説明をお願いいたします。

【田中廃棄物対策課長】それでは、議題（2）家庭系プラスチック分別収集・再資源化事業について」ご説明いたします。

資料3、1ページをご覧ください。

はじめに、1「家庭系プラスチック分別収集・再資源化事業の考え方について」です。

まず、考え方の前提となる社会的背景として、温室効果ガスの記録的な排出が続き、気温上昇による環境破壊などの被害が顕在化し、地球温暖化対策の強化が喫緊の課題となっております。

また、海洋生物の生態系破壊などへ悪影響をもたらしている、海洋プラスチックを削減していくためにも、プラスチックを分別収集して、再資源化することが求められています。

こうした中、国において、「プラスチック資源循環促進法」が令和4年4月に施行され、新

たな分別収集・再商品化の仕組み等が整備されたところです。

このような背景から、本市の考え方としましては、今後、プラスチック類の資源化に取り組
み、温室効果ガスの削減や3Rの推進に、さらに積極的に取り組んでいくものです。

次に、2ページをご覧ください。

2「プラスチック分別収集・再資源化事業の位置づけ」です。

昨年3月に策定した千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、先ほど説明した背
景などを踏まえ、プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討を行うことを計画
事業として位置づけております。

次に、3ページをご覧ください。

3「これまでの検討状況」です。

(1)「サウンディング型市場調査」についてですが、本市のプラスチックリサイクルに関
心があり、プラスチックの再資源化事業を担っている民間事業者を対象に、令和5年10月か
ら11月にかけて、「サウンディング」と呼ばれるヒアリングを実施し、4グループから
提案をきました。

調査項目や調査結果につきましては、記載のとおりです。

いただいた提案を精査するとともに、民間事業者との意見交換を継続し、施設の候補を絞り
込んでいく予定としております。

次に、4ページをご覧ください。

(2)「庁内プロジェクトチームによる検討」です。

①については、プラスチック分別収集を全市域で実施した場合、年間約1万トンの収集量
を見込んでいます。

内訳は、プラスチック製容器包装8,600トン、プラスチック使用製品1,400トンで
あり、本市のごみ組成分析結果等から推計したものです。

収集量推計については、今後、モデル事業等を基に精査してまいります。

なお、プラスチック製容器包装とは、お菓子やパンの袋、食品トレイなど、食品や商品を入
れたり、包んだりするものを指します。中身と分離した際に不要になるもので、主にプラマー
クが表示されております。

資料の左下に、ごみ組成分析作業において、種類ごとに分類したプラスチック製容器包装の
写真を掲載しております。

次に、5ページをご覧ください。

②では、排出したプラスチックが資源化されるまでの一般的な流れを、簡単に示しています。

まず、資料の左側、分別・排出についてですが、プラスチック資源を各家庭で分別していたき、ごみステーションへ袋に入れて、週に1回、排出していただきます。

収集・運搬としては、ごみステーションに排出されたプラスチック資源を、プレスパッカー車で収集し、再資源化施設等への引き渡しが行われます。

資料の右側、再資源化については、法律で複数の手法が定められており、容器包装リサイクル協会ルートと、認定再商品化計画による再商品化が想定されます。

次に、6ページをご覧ください。

参考に、プラスチック資源の再資源化により想定される効果を、数値でお示ししています。

四角の囲みの下段にあります「参考：プラスチック以外への対応も含む計画全体の目標」をご覧ください。「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、焼却処理量、再生利用率、温室効果ガス排出量についてそれぞれ記載のとおり数値目標を設定しています。

この数値目標を前提に算出したものが、四角囲みの上段にあります「プラスチック分別収集・再資源化を実施した場合の効果」でして、焼却処理量年間8,500トン削減、再生利用率35%から38%へ3ポイントの上昇、温室効果ガスについては、年間20,000トンのCO₂削減を見込んでおり、特に脱炭素に向けて大きな効果があるものと考えています。

次に、7ページをご覧ください。

令和6年度に実施する、プラスチック分別収集・再資源化モデル事業の概要についてご説明いたします。

本事業の趣旨としましては、プラスチック資源の収集量や組成等を把握し、分別・排出及び収集運搬の方法等について検討することとしております。

次に、モデル事業の概要です。

「(1) 実施地区・対象世帯数」ですが、市内2地区、合計で約2,000世帯を対象に実施いたします。地域特性を踏まえた排出状況を把握するため、戸建住宅地区では、「中央区仁戸名町の松ヶ丘小学校区」にお住まいの皆さま、集合住宅地区では、「美浜区幸町1丁目の千葉ガーデンタウン」にお住まいの皆さまにご協力をいただきまして、実施いたします。

次に、「(2) 実施期間」ですが、排出ルールがある程度定着した状況下でのデータを収集するため、8月から12月までの5か月間といたします。

次に、「(3) モデル事業の趣旨や分別・排出方法等の周知」についてですが、対面の説明会

を開催するほか、動画の配信、リーフレットの配布、ごみステーションへの看板掲示などを行う予定です。

「(4) 分別排出方法」については、後ほどご説明いたします。

なお、モデル事業では、専用シールを貼り付けた、20リットルの不燃ごみ指定袋に入れて、プラスチック資源を分別排出していただきます。そのため、必要な不燃ごみ袋、専用シール、リーフレットを地区内の全世帯に宅配でお届けいたします。

次に、「(5) プラスチックのリサイクル方法」です。

今回のモデル事業では、集めたプラスチックを材料に固形燃料化等を行い、再資源化することを予定しています。

最後に、「(6) アンケートの実施」です。

モデル地区の全世帯を対象にアンケート調査を実施し、排出実態等を確認します。

アンケートでいただいたご意見を、全市で実施する際のルール作り等に活用していきたいと考えています。

また、排出されるプラスチック資源等の種類や分別状況を確認するため、組成分析調査を実施する予定です。

次に、8ページをご覧ください。

モデル事業における、分別収集対象と分別ルールについてご説明いたします。

今回のモデル事業では、「プラスチック製容器包装」及び「プラスチック使用製品」の廃棄物のうち、組成がプラスチック100%のものを「プラスチック資源」として分別収集します。

なお、複数素材の複合品であっても、プラスチック以外の部分を取り外せば、排出が可能です。

プラスチック資源のうち、「プラスチック製容器包装」は、現在可燃ごみとして排出している、「やわらかいプラスチック」に該当します。

例として、資料の左側にイラストを掲載しています。

ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、袋・ラベル類、発泡スチロール・緩衝材・ネット類、キャップ類などが対象になります。

「プラスチック製容器包装」は、「プラマーク」が記載されていることが多いので、このマークが分別の判断基準になります。

一方、プラスチック資源のうち、「プラスチック使用製品」は、現在不燃ごみとして排出し

ている、「かたいプラスチック」に該当します。

「プラスチック使用製品」の例は、資料の右側にイラストで掲載しています。

プラスチック製のスプーンやフォーク、ボウル、ハンガー、歯ブラシ、バケツなどが対象になります。

金属やモーターなどのプラスチック以外の素材が含まれる場合は対象外ですが、取り外しができれば排出可能です。

次に、9ページをご覧ください。

分別排出の対象外となるものを、資料上部の四角囲みで説明いたします。

- ・軽くすすいで汚れが取れないもの。

チューブ類、レトルト類、納豆のパックなどが考えられます。

- ・紐、シート状で長さ50cm以上のもの。
- ・バネやモーターなどの金属部品や充電池がついているもの。
- ・ラップやゴム、シリコン、合成皮革、革製品。
- ・ガスライター、カッターやT字カミソリ等の刃物、ヘルメット。
- ・注射器や点滴などの医療系廃棄物。

これらのものは、リサイクルに適さないため、分別排出対象外とし、これまで通りの排出をしていただきます。

以上をまとめた分別ルールを、資料下部に四角囲みで記載しています。

- ①配布した袋に専用シールを貼る。
- ②プラスチック資源を分別する。
- ③汚れがあるものは軽くすすぐ。
- ④はみ出さないよう指定袋に入れ、袋の口を結ぶ。

排出物の内容確認が難しくなりますので、二重袋にはせず、直接指定袋に入れていただきます。

- ⑤週1回の収集日に、所定のごみステーションに朝8時までに排出する。

資料3の説明は以上です。

最後に、本日机上に配付させていただきました、参考資料1と参考資料2をご覧ください。

参考資料1は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」略して、「プラスチック資源循環促進法」の概要を記載しております。

参考資料2は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」略して、「容

器包装リサイクル法」の概要を記載しております。

参考までに、ご覧いただければと存じます。

議題2の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【武井副会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【藤原委員】 ご説明ありがとうございました。6ページのプラスチック再資源化の効果についてご質問させていただきたい。

資源循環と脱炭素は非常に大きなテーマで、プラスチックの分別収集を行って再資源化の効果が明確に出されていて、すごく良いと思いますが、一方で、プラスチックの分別が始まりますと、ごみ量が減るだけではなくて、処理対象ごみのカロリーも下がっていくことが想定されるので、入熱ベースで下がっていくと、千葉市では清掃工場で積極的に発電をやられていると思いますが、再生可能エネルギーがある意味トレードオフになります。ごみ量も減っていきまじ、プラスチック類も減りますから、処理対象ごみの発熱量が下がって、当然、年間の総発電量が下がっていきます。また、熱量が下がってきますと、例えば助燃材が必要となったり、そういったところでトレードオフが出てきます。

細かい話は多分まだこれからだと思いますけど、基本的な考え方としては、温室効果ガスの削減について、その辺のトレードオフを考えたいうで検討をされているのか教えていただきたい。

【神崎環境局参与】 一番わかりやすいのは、発電量の影響をどのくらい見積もるのかということかだと思います。プラスチック類の資源化により、ごみ組成が変化をして、いわゆる樹脂類が数パーセント減少すると見込んでおり、若干、発電量への影響があると考えております。

資源化される量に対応するCO₂削減量、一方で収集運搬やリサイクル過程で生ずるCO₂、発電量への影響などを総合的に評価しまして、最終的に政策として判断していきたいと思ひます。

【武井副会長】 他にご意見・ご質問はありますか。

【飯田委員】 資料の5ページに、再商品化について、容リ協ルートの場合と、認定再商品化計画による場合が示されています。モデル事業後に本格実施の方向を検討すると思ひますが、全市で実施する場合、どちらの手法にするのか決めているのでしょうか。

【神崎環境局参与】 民間事業者から、容リ協ルートと、認定再商品化計画の場合の両方が提案されているということをお示ししておりますが、現段階で、手法については未決定でござ

ざいます。

モデル事業の検証結果を踏まえて、サウンディング事業者の提案を精査するとともに、必要に応じて、リサイクルラーと協議をして、さらに検討を進めていきたいと考えております。

【飯田委員】ありがとうございました。安定的かつ効果的な再商品化を目指して、引き続き調査検討していただくようお願いしたいと思います。

もう1点ですが、7ページのモデル事業の(5)プラスチックのリサイクルの方法において、固定燃料化する理由について確認したいと思います。

【神崎環境局参与】今回モデル事業につきましては、5か月間という期間限定であることや、参加していただきます世帯数が概ね2,000世帯ということであり、排出されるプラスチック資源の量は推定約20トンと少量になります。

このため、マテリアルリサイクル等のルートを活用することができないことから、今回のモデル事業では、近隣の再資源化施設で対応可能な処理としまして、固形燃料化によるリサイクルをすることといたしました。

【飯田委員】ありがとうございました。モデル地区の皆さんへ、将来的にはマテリアルリサイクル等の、より効果的なリサイクル手法について検討していくという説明をされることを要望させていただきます。

【武井副会長】他にはいかがですか。

【倉阪委員】このモデル事業を踏まえて、今後千葉市の方で、プラスチック容器包装等のリサイクルをどのように開始していくのかという検討するということになるかと思っておりますけれども、やはりこれはリサイクルでありまして、リデュースの方につながるような取組みも、モデル事業の中でやっていただきたいと思っております。やはりコストですね、リサイクルにまわしていくと市の税金が投入されることになると思っております。

今回のモデル事業の中でも、そういったコスト情報を排出者にも伝えていただき、出せばいいというものではないということも併せて啓発できるように伝えていただければというふうに思います。

【神崎環境局参与】ご助言いただきありがとうございます。まさしくおっしゃる通りであって3Rプラスリニューアブルの考え方を以て、トータルとして、プラスチック資源の効果的かつ持続可能な回収再生体制をつくっていくことが必要でありますので排出抑制のところも含めて、モデル地区の方々に情報提供させていただいて、理解を求めていきたいと考えております。

【武井副会長】他にはいかがでしょうか。

【盛田委員】モデル地区ですが、最初3地区の予定だったと思いますが、2地区ということで、合計2,000世帯になったというご説明でしたが、それぞれ戸建住宅と集合住宅は何世帯ずつなのかというのと、3地区から2地区になった理由について伺いたいと思います。

【神崎環境局参与】まず、内訳ですが、集合住宅は1,400世帯、戸建住宅は600世帯でございます。

地区の数え方ですが、美浜区につきましては1管理組合であり、中央区につきましては8自治会にモデル事業への参加のご了解をいただいたところでございます。中央区の8自治会は連担しておりますので、便宜的に1か所と数えさせていただきました。

【武井副会長】よろしいでしょうか。

【盛田委員】はい、ありがとうございます。8月から12月までの5か月ということで、スタートするまでに2か月ということだと思っておりますが、モデル地区で受けていただいた自治会さんへの説明や住民の皆さんへの説明もすでに始められているのか、これからなのか伺います。

【神崎環境局参与】両地区への説明は5月中旬からすでに始めております。その地区に合った広報、PRの仕方がありますので、その方法につきまして、町内自治会等と打ち合わせをしている段階でございます。

【武井副会長】よろしいでしょうか。

【盛田委員】はい、ありがとうございます。先ほどコストの問題が倉阪委員の方からありました。2,000世帯に5か月間、宅配で指定袋を配送するという理解で良いと思っておりますが、この費用は大体どのくらいかかりますか。

【神崎環境局参与】今回のモデル事業につきましては、令和6年度の当初予算は2,750万円でございます。袋の調達や配達、収集経費、それからリサイクルに係る経費を措置しており、やりくりしながらモデル事業を円滑に進めてまいりたいと思います。

【盛田委員】今の2,750万円の主な内訳について、後で資料をいただきたいと思っております。

それから、8ページのところに、金属やモーター等の、プラスチック以外の素材が含まれる場合は対象外とあって、説明していただくと思っておりますが、取り外せば排出可能ということで、これがなかなか難しい。

すでに一括回収を始めている自治体等は、ついているものは最初から収集しない、プラスチックの資源としての回収はしないというようなことの区別もしているので、この間、5か月やってみた中で、混ざると事故の原因になったり、火災になったりというようなことがあるので、周知の方法と回収方法をよく検討していただければと思います。

【神崎環境局参与】後程データでご報告させていただきますが、令和6年度の当初予算ベースで、周知及び袋の調達等が約350万円、収集にかかる経費が約800万円、リサイクルにかかる経費が約500万円、アンケート等や組成分析に係る経費が約1,100万円でございます。

それから、モーター等がついているもの等の取り扱いにつきましては、今回のモデル事業で収集対象外としていますが、どういう形で住民の方が取り外すことができたのか、或いは出してしまったのか、こういったところの行動を分析することが重要と考えており、これらを踏まえ制度設計をしております。

【武井副会長】他にございますか。

【小林委員】収集の仕方の8ページの発泡スチロールですが、基本的には20リットルの袋に入れて全部出すということでしたけれども、例えば家電の発泡スチロールですとか、かなり大きくて入りきらないものがあり、プラスチックでも、もしかしたら大きいものが出て袋に入らない場合があると思いますので、発泡スチロールであれば、バラバラにならないように紐で縛って、対象の袋を結びつけておけば回収していただけたらとか、そのような対策を考えていただければありがたいと思います。不燃ごみで時々出しますが、ものによってはバラバラにするのがかすごく大変ですので、そういう対策を考えていただければありがたいなと思います。

【神崎環境局参与】一辺が50センチ以上のプラスチックにつきましては、リサイクルルートに乗せることが実質難しいことから、プラスチック資源として排出できる大きさが決まっております。

ご助言いただいたように、住民が出しやすいというところも非常に重要ですので、今回のモデル事業の中で、どのようなプラスチックが排出されたのかということとあわせて、アンケート調査におきまして、住民からのご要望をお聞きしながら整理をさせていただきたいと思えます。

【武井副会長】他にございますか。

【倉阪委員】単一素材製品プラスチックについては、別途回収、再資源化を進めるということだと思います。トレイとか発泡スチロールというのは、おそらく、単一素材製品のプラスチックの回収、資源化ということで、別途回収を進めていくと思いましたが、それとの関わりですね、今回のモデル事業における回収の中で、そういった単一素材製品プラスチックの再資源化の対象になっているものが入ってしまっているの、そこはどのように整理されるか伺います。

【神崎環境局参与】まず、収集対象物にできるかどうかというところの議論といたしますと、

容リ協ルートの場合でも製品プラを一括回収し再商品化することができますので、取り扱うことが可能でございます。

ただし、先ほども話題として出ましたように、ちばルールに基づく店舗回収が行われており、事業者が市民に向けてリサイクルできる環境を整えるという大切な事業でありますので、継続していくことをお願いしたいと思っております。

市が拠点回収をしている単一素材製品プラスチックの資源回収事業については、住民がどういったところをご利用されるのかを把握し、その結果をもとに、単一素材製品プラの拠点回収のあり方を再度検討していきたいと思っております。

基本的にはある程度残す方法で、両方使えるルートを残しながら、多様なルートを作っていくという考え方で整理をしたいと考えておりますが、余りに重複するというのであれば、合理化をするということも含めて検討してまいります。

【武井副会長】よろしいですか。

【倉阪委員】プラスチック資源をまとめて回収するとコストがかかるのではないかと思います。

特に容リ協ルートの場合、前処理までやらなければならないので、そこは市の財政負担が増えるような気がします。市の財政負担を考えて、どのルートに流すのが望ましいのか考えていただければと思います。

【神崎環境局参与】拠点回収の良いところとごみステーションを活用して回収するところの、メリット・デメリットが両方あると思います。量的にある程度囲い込んで、処理をしてということになりますとやはりごみステーションで回収していくということも必要と思っております。

一方で費用についてのご指摘がございました。事業費についてはこれから積算させていただくこととなりますが、容リ協ルートの場合、認定再商品化計画による場合ではコストがかなり違うと思いますので、そういったところも比較しながら事業費についての検討を進めてまいります。

【武井副会長】他にご質問等がございますか。ご質問がないようですので、本件についての審議は終了させていただきます。

続きまして、次第の3、「その他」に移ります。事務局より、何かありますか。

【田中廃棄物対策課長】特にございません。

【武井副会長】ないようですので、本日の議事は終了となります。皆様、スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、マイクを事務局にお返しします。

【齋藤廃棄物対策課課長補佐】武井副会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了とさせていただきます。
委員の皆様におかれましては、本審議会の運営にご協力いただきありがとうございました。

次回の開催は10月下旬頃を予定しております。日時が決まり次第、開催通知を委員の皆様
に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(15時29分 終了)